

指定報告協会の指定に係る運用について

平成21年10月30日
日本証券業協会

1. 指定報告協会の基準等

本協会は、指定報告協会員になろうとする協会員について、次の各号に掲げる指定基準につき審査し、指定報告協会員を指定するものとする。（「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「規則」という。）第8条第1項）

- (1) 売買参考統計値発表制度の趣旨を理解し、指定報告協会員になる意思を有していること
- (2) 公社債店頭売買業務等に精通していること
- (3) 気配報告業務の適確な遂行に必要な組織体制、人員構成が確保されていること
- (4) その他本協会が定める事項

規則第8条に基づき本協会が指定報告協会員を指定する際の審査に当たり、指定報告協会員になろうとする協会員は、申請書及び次の各号に掲げる事項の内容を記した添付書類を本協会に提出するものとする。（「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）第5条）

- (1) 報告銘柄の選定基準
- (2) 報告銘柄の気配値を作成するに当たっての具体的な作業手順
- (3) 本協会への報告手順
- (4) 報告銘柄の気配値の社内監視体制
- (5) 危機管理体制
- (6) 規則第19条第2項に規定する社内規程

2. 具体的な判定基準等

規則第8条第1項各号の要件を満たすか否かの判断基準は、次のとおりとする。

- (1) 売買参考統計値発表制度（以下「本制度」という。）の趣旨は、協会員が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会員及び顧客の参考に資するために行うものであり、公社債の店頭売買その他の取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的としている。したがって、指定報告協会員になろうとする協会員（以下「申出協会員」という。）が指定報告協会員になることにより、本制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害される惧れがないことが条件となる。
- (2) 各指定報告協会員における気配値の算出に当たり、「本協会に報告する気配は、公社債店頭市場の動向、発行体の信用度、自社における売買状況等に照らし、適正なものでなければならない」ことから、その前提となる店頭売買業務等について精通していることが条件となる。

「店頭売買業務等について精通している」と認める基準としては、次に掲げる要件を満たすことが条件となる。

公社債店頭売買高について、別表第一に掲げる「1. 参入基準」を満たすこと。

また、既に指定を受けている指定報告協会員については、別表第一の「2. 維持基準」を満たすことを要する。なお、維持基準を満たさないこととなった指定報告協会員については、別表第二に掲げる猶予期間までに維持基準を満たす必要がある。

- (3) 「気配報告業務の適確な遂行に必要な組織体制、人員構成」としては、午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる適正な気配を、午後4時30分までに本協会に報告できる組織体制、人員構成を有することが条件となる。

規則第20条第1項において、「指定報告協会員は、報告責任者1名及び報告担当者2名を定め、本協会に届け出るものとする。」と規定しているが、報告責任者については公社債ディーリング関連部署等において3年以上の業務経験のある者が望ましい。

- (4) 上記内容以外の事項を審査するために、必要に応じて、申出協会員の業務内容等を把握するための資料等を徴求することがある。

3. 審査手続

申出協会員は、規則第8条に基づき本協会が指定報告協会員を指定する際の審査に当たり、申請書及び次の各号に掲げる事項の内容を記した添付書類を本協会に提出しなければならない。(細則第5条)

本協会は、申出協会員から提出された申請書及び資料等(申請書及び添付書類の記載事項については、別紙様式に定めることとする。)に基づき審査を行い、同申請書等を受理した日から起算して1か月以内に、その結果について当該申出協会員に対して通知することとする。また、当該申出協会員が指定を受けられなかった場合において、当該申出協会員からその理由等について問い合わせがあれば回答することとする。

4. 指定の取消

本協会は、指定報告協会員が指定基準を満たさないこととなった場合には、当該協会員の指定を取り消すものとする。(規則第8条第2項)

5. 指定報告協会員の数の制限等

指定報告協会員の対象は、公社債ディーリング業務等を行う証券会社及び登録金融機関を対象とし、ブローカーズ・ブローカー及び短資会社は対象から除外する。

また、指定報告協会員数の上限は、当分の間、50社とする。なお、上限となった場合には、新規の指定は行わないこととする。

以上

○ 総売買高基準

項目	証券会社	登録金融機関
1. 参入基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公社債種類別売買高(選定銘柄の対象とならない種別の公社債を除く。)における総売買高ランキングにより判断する。 ① 申請の日の前々月から過去2年間の総売買高(現先を含む。)ランキング 50位以内(証券会社のみ。ただし、ブローカーズ・ブローカー及びPTS業者を除く。)に位置していること。 ② 上記①を満たしていない場合には、過去3年間の総売買高(現先を含む。)ランキング 50位以内(証券会社のみ。ただし、ブローカーズ・ブローカー及びPTS業者を除く。)に位置していること。 <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併等があった場合には、存続会社・消滅会社の合計で計算する。 ・ 新規参入証券会社(営業開始から2年を経過していない会社)については、過去1年間の総売買高ランキングにより判断することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公社債種類別売買高(選定銘柄の対象とならない種別の公社債を除く。)における総売買高ランキングにより判断する。 ① 申出協会員から、申請の日の前々月から過去2年間の「公共債店頭売買高(現先を含む。)の資料」を徴求する。 ② 上記①の数字(※)をもとに、左記①の証券会社ランキング 50位以内(短資会社を除く。)に位置していること。 ③ 上記②を満たしていない場合には、過去3年間の総売買高(現先を含む。)証券会社ランキング 50位以内(短資会社を除く。)に位置していること。 <p>(注)</p> <p>※ 上記①の数字は、公共債の売買高のみであるため、当該会社のランキングの計算に当たっては、以下の式により、算出する。</p> $\text{推計公社債売買高} = (A \div B) \times X$ <p>A = 過去2年間公社債売買高(全社計) B = 過去2年間公共債売買高(全社計) X = 過去2年間公共債売買高(自社計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併等があった場合には、存続会社・消滅会社の合計で計算する。 ・ 新規参入登録金融機関(営業開始から2年を経過していない会社)については、過去1年間の総売買高ランキングにより判断することができる。
2. 維持基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年6月に、公社債種類別売買高(選定銘柄の対象とならない種別を除く。)における総売買高により判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年6月に、公社債種類別売買高(選定銘柄の対象とならない種別を除く。)における総売買高により判断する。 ① 指定報告協会員から、前年度の「公

項目	証券会社	登録金融機関
	<p>① 前年度分の売買高ランキング 50 位以内(証券会社のみ。ただし、ブローカーズ・ブローカー及びPTS業者を除く。)に位置していること。</p> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併等があった場合には、存続会社・消滅会社の合計で計算する。 	<p>共債店頭売買高(現先を含む。)の資料」を徴求する。</p> <p>② 上記①の数字(※)をもとに、左記①の証券会社ランキング 50 位以内(短資会社を除く。)に位置していること。</p> <p>(注)</p> <p>※ 上記①の数字は、公共債の売買高のみであるため、当該会社のランキングの計算に当たっては、以下の式により、算出する。</p> <p>推計公社債売買高 = $(A \div B) \times X$</p> <p>A = 過去1年間公社債売買高(全社計)</p> <p>B = 過去1年間公共債売買高(全社計)</p> <p>X = 過去1年間公共債売買高(自社計)</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併等があった場合には、存続会社・消滅会社の合計で計算する。

別表第二

○ 猶予期間

区分	猶予期間
1. 総売買高基準	1. 指定報告協会員が別表第一の「2. 維持基準」を満たさないこととなった場合には、本協会は当該指定報告協会員に対して1年間の猶予期間を与えることとする。